

令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高対応ギフトカード配布事業(令和8年度計画分)	①物価高騰の影響、特に食料品価格等の高騰への対策として、全世帯にギフトカード(1人当たり4千円)を配布し、市内経済の活性化を図る。 ②ギフトカードのチャージ料金及び事務費 ③令和8年1月1日現在で白井市の住民基本台帳に記載されている人 61,750人×4千円=247,000千円(うちR8計画分:49,400千円) 事務費 55,208千円(うちR8計画分:55,000千円) ④令和8年1月1日現在で白井市の住民基本台帳に記載されている人	R8.4	R9.3
2	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	高校生医療費助成	①物価高騰等に直面する中、高校生等の医療に要する費用を負担する保護者に医療費の給付を行い、経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりを進めることを目的とする。 ②助成に係る事業費 ③子ども医療費(高校生等) 総事業費63,893千円 ※R7年度決算見込み額と同額を総事業費として計上。 ④本市に住民登録があり、医療保険各法による保険に加入している高校生等(15歳に達する日以降の最初の4月1日から18に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)。	R8.4	R9.3
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	準要保護児童援助(学用品費、通学用品費、新入学生徒学用品費)	①物価高騰等に直面する中、経済的な理由で就学が困難な世帯を対象に学用品費などの援助を行い、経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりを進めることを目的とする。 ②準要保護児童援助費に係る経費 ③準要保護児童援助費 対象経費3,798千円 学用品費 175人分 2,035千円 通学用品費 153人分 348千円 新入学児童生徒学用品費等 22人 1,415千円 ④市内に住所があり、白井市立小学校に在学する児童の保護者で、市より準要保護の認定を受けている者	R8.4	R9.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	準要保護生徒援助(学用品費、通学用品費、新入学生徒学用品費、クラブ活動費)	①物価高騰等に直面する中、経済的な理由で就学が困難な世帯を対象に学用品費などの援助を行い、経済的負担を軽減することで、安心して子育てできる環境づくりを進めることを目的とする。 ②準要保護児童援助費に係る経費 ③準要保護児童援助費 対象経費7,339千円 学用品費 146人分 3,319千円 通学用品費 94人分 213千円 新入学児童生徒学用品費等 47人 3,807千円 ④市内に住所があり、白井市立小学校に在学する児童の保護者で、市より準要保護の認定を受けている者	R8.4	R9.3
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	第三子以降の学校給食費無償化事業	①第3子以降の生徒及び要保護・準要保護に該当する生徒の学校給食費を無償化する。 ②第3子以降の生徒及び要保護・準要保護に該当する生徒の学校給食費を無償化するための経費(教職員の給食費は含まれない) ③ ・第3子以降の生徒の無償化 10,243千円 中学生(1年～2年) 4月～3月 99人×6,500円×11か月=7,078,500円 中学生(3年) 4月～2月 46人×6,500円×10か月=2,990,000円 3月 46人×378円×10日=173,880円 ※県補助金 ▲5,046千円 ・要保護・準要保護生徒の無償化 8,457千円 中学生(1年～2年) 81人×6,500円×11か月=5,791,500円 中学生(3年) 41人×6,500円×10か月=2,665,000円 ④以下のいずれかの要件に該当する保護者 ・3人以上の子を扶養していて上から数えて第3子以降の子が白井市立小中学校で給食の提供を受けている。 ・要保護・準要保護児童就学援助を受けている。	R8.4	R9.3

令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業	①物価高騰等により、学校給食の質・量を維持するためにやむを得ず給食費の改定を行ったが、増額分について保護者の経済的負担が大きいため、助成等を行い負担を軽減する。 ②給食費増額分を賄材料費に追加する。(教職員の給食費は含まれない) ③32,514千円 ・小学生(1年～5年) 4月～3月 2,405人×300円(改定分)×11か月＝7,936,500円 ・小学生(6年) 4月～2月 579人×300円(改定分)×10か月＝1,737,000円 3月 579人×31円(改定分)×10日＝179,490円 ・中学生(1年～2年) 4月～3月 1,147人×1,200円(改定分)×11か月＝15,140,400円 ・中学生(3年) 4月～2月 610人×1,200円(改定分)×10か月＝7,320,000円 3月 610人×33円(改定分)×10日＝201,300円 ④市内小・中学校の保護者等	R8.4	R9.3
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	防犯設備購入・設置補助金事業	①物価高騰の影響が依然として続く中、市民の負担を軽減し防犯設備設置の敷居を下げることににより、各家庭の防犯意識向上につなげるため、防犯カメラ機器等の購入・設置等に対して、白井市住宅用防犯対策設備支援補助金を交付する。 ②白井市住宅用防犯設備支援補助金 【補助対象】 録画機能付きドアホン、センサーライト(人感センサー式)、防犯カメラ ③15,000円(補助上限額)×100世帯＝1,500,000円 ④次の要件を全て満たす者 ・補助対象設備を購入した日に市の住民基本台帳に登録されている ・申請日において、市税の未納がないこと ・この補助に相当する他の制度による補助等を受けていないこと ・暴力団員または暴力団員と密接な関係を有していないこと	R8.4	R9.3
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	果樹剪定枝受入補助金	①物価高騰の影響が依然として続く中、農家の経済的負担を軽減するため、市の特産である果樹園において大量に発生する果樹剪定枝の処分費用について補助金を交付する。 ②果樹剪定枝受入補助金 ③1,500,000kg×10円×1.1＝16,500,000円 ④市内在住の農業者	R8.4	R9.3
9	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市内施設のエネルギー価格高騰対策事業(文化センター、社会体育施設)	①物価高騰の影響が依然として続く中、利用者の負担を増やさずに文化センターや社会体育施設を利用できるように、対象施設の維持管理費用(エネルギー高騰分)に充てる。 ②光熱水費(エネルギー高騰分)12,243千円 ③光熱水費について、令和7年度単価と物価高騰前の基準単価により算出した差額を光熱水費料金の高騰分とするもの。 ・文化センター 9,025千円 ・社会体育施設 3,218千円 ④文化センター及び社会体育施設	R8.4	R9.3

令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス事業者に対するエネルギー・物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響が依然として続く中、地域全体の障害福祉サービスの質と量を維持・向上させ、市民が安心して生活できる環境を確保するため、市内の障害福祉サービスを提供している事業者に支援金を交付する。 ②障害福祉サービス事業者に対するエネルギー・物価高騰対策支援事業に要する経費 378千円 ③ ・事業費 370千円 10,000円×10事業所(訪問系サービス・相談支援事業所)=100,000円 30,000円×9事業者(日中活動系サービス事業所)=270,000円 ・通信運搬費 5千円 ・手数料 3千円 ④ ・令和7年9月1日から令和8年3月31日までに事業の提供実績があること。 ・令和8年度中に事業を廃止する予定がないこと。 ・千葉県「令和7年度社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(障害分)」の対象事業ではないこと。 ・白井市介護サービス事業者に対するエネルギー・物価高騰対策支援事業の対象となる事業所を除く。 ・市直営による事業を実施している事業所は除く。	R8.4	R9.3
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業者に対するエネルギー・物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響が依然として続く中、地域全体の介護サービスの質と量を維持・向上させ、市民が安心して生活できる環境を確保するため、市内の介護サービスを提供している事業者に支援金を交付する。 ②介護サービス事業者に対するエネルギー・物価高騰対策支援事業に要する経費 1,149千円 ③ ・事業費 1,140千円 210,000円×4事業所(通所リハビリテーション)=840,000円 80,000円×1事業所(総合事業通所型サービス)=80,000円 10,000円×22事業所(総合事業訪問型生活支援サービス、居宅介護支援事業所等)=220,000円 ・通信運搬費 6千円 ・手数料 3千円 ④ 白井市内に所在する介護保険法に基づく指定事業者 ※ただし、千葉県が実施する同様の物価高騰対策支援の対象となる事業者は、重複を避けるため対象外とする。	R8.4	R9.3
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育等サービス事業者に対するエネルギー・物価高騰対策支援事業(私立保育園等)	①物価高騰の影響が依然として続く中、現在の保育等サービスが維持・継続して利用者に提供できるように、私立保育園等に支援金を交付する。 ②白井市保育等サービス事業者に対するエネルギー・物価高騰対策支援事業に要する経費 8,106千円 ③ ・事業費 8,100千円 600,000円×6事業所(特定教育・保育施設)=3,600,000円 300,000円×3事業所(小規模保育事業所)=900,000円 600,000円×6事業所(幼稚園)=3,600,000円 ・通信運搬費 4千円 ・手数料 2千円 ④ 次の要件を満たす白井市内に所在する保育等サービス事業所 ・令和7年度4月1日から令和8年3月31日までの間に事業の提供実績があること。 ・令和8年度中に事業を廃止する予定がないこと。	R8.4	R9.3
13	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	エネルギー・物価高騰等に伴う給食費等補助	①食料品価格等の物価高騰の影響がある中、給食費相当額を保育施設に補助することで、物価高騰に伴いより大きな影響を受けている子育て世帯を支援する。 ②公立保育園膳材料費(教職員分は含まない。) ③膳材料費について、令和7年度単価と物価高騰前の基準単価により算出した差額を給食費の高騰分とするもの。 ・清水口保育園 480千円 ・南山保育園 480千円 ・桜台保育園 480千円 ④市内保育所 3事業所	R8.4	R9.3

令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	⑪推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市内施設のエネルギー価格高騰対策事業(公立保育園等)	①物価高騰の影響が依然として続く中、保育施設の維持管理を目的に、対象施設の維持管理費用(物価高騰分)に重点支援地方創生臨時交付金を活用するもの。 ②光熱水費(エネルギー高騰分)1,800千円 ③光熱水費について、令和7年度単価と物価高騰前の基準単価により算出した差額を光熱水費料金の高騰分とするもの。 ・清水口保育園 303千円(うち充当額120千円) ・南山保育園 1,037千円(うち充当額120千円) ・桜台保育園 137千円(うち充当額120千円) ④市内保育所 3事業所	R8.4	R9.3